

## 神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年2月13日（木）17：00～17：05
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員給与課長、労務制度係長、他1名  
（組合） 副執行委員長2名、書記長
4. 議 題：特殊勤務手当の改正等について
5. 発言内容：
  - （市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。  
さて、本日は、「特殊勤務手当の改正等」について、ご提案させていただきます。それでは、お配りしております「特殊勤務手当の改正等について（案）」をご覧ください。  
まず、「1. 夏季作業手当の創設」についてでございますが、
    - （1）「概要」について、近年、夏季においてこれまで経験したことのないような気温上昇が常態化しており、熱中症リスクが高まっているなか、公務の運営のためやむを得ず熱中症リスクのある環境において業務に従事する必要があるものについて、業務の危険性を鑑み夏季作業手当を創設いたします。
    - （2）「対象業務」については、神戸地方気象台が観測地点名「神戸」において湿球(しっきゅう)黒球(こっきゅう)温度(おんど)28℃以上を観測した日において、屋外等熱中症リスクのある環境で1時間以上業務に従事したものといたします。
    - （3）「支給額」については、日額200円といたします。ただし、3時間以上対象業務に従事した場合は、日額500円といたします。次に「2. 災害応急対応等派遣手当の改正」についてでございますが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正いたします。  
最後に「3. 実施時期」についてでございますが、令和7年4月1日より実施することといたします。  
私からは以上でございます。
  - （組） 手当の申請手続きや事務処理につきまして、混乱を招かないよう環境整備をお願いいたします。いただいたご提案については、“了”とさせていただきます。